（　事　務　連　絡　）

令和３年４月１９日

指定就労移行支援事業所　管理者　様

指定就労継続支援A型事業所　管理者　様

指定就労継続支援B型事業所　管理者　様

川西市障害福祉課長

就労系サービスの在宅利用にかかる令和３年４月以降の取扱いについて（通知）

平素は本市福祉施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年度障害福祉サービス報酬改定において、令和３年度以降は就労系サービスの在宅支援について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、常時の取扱いとすることが示されました。

つきましては、本市における在宅支援について、以下のとおり取扱うこととしますので、よろしくお願いします。

記

1. 利用者の要件について

　在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると本市が判断した利用者

1. 事業所の要件について

ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ １日２回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、

訓練等の内容等に応じ、１日２回を超えた対応を行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を

確保すること。

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用に

より、評価等を１週間につき１回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は利用者による

通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に

置き換えて差し支えない。

1. 在宅でのサービス利用に伴う各就労系サービス事業所での提出物について

　令和３年４月以降の在宅支援を希望する場合、以下の書類を提出願います。令和３年４月より以前から在宅支援を行っている場合も、本取扱いに基づき、以下の書類を提出願います。

在宅でのサービス提供開始時

・就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）における在宅支援に係る申請書（別紙１）

・就労移行支援及び就労継続支援の在宅支援に係る事業所の支援体制について（別紙２）

　・対象者に係る個別支援計画（在宅支援に適した内容であること）

　　※別紙２については、事業所が定める運営規定に在宅支援に対応する内容を明記して

いた場合、運営規定の写を提出することで、省略可能とします。

　※在宅と通所による支援を組み合わせる場合は、個別支援計画に詳細を記載ください。

　　請求時　（サービス提供月の翌月１０日まで）

・月に１回の訓練目標に対する達成度の評価状況（様式自由）

・サービス提供実績記録票（在宅支援の日、通所もしくは職員が訪問した日が明確に分かるよう、備考欄に詳細を明記ください）

1. その他、留意事項について

・在宅支援については、「１．利用者の要件について」で明記のとおり、本市がその支援効果を認めた利用者となります。各事業所から提出いただいた書面に対しては、担当者から記載内容を確認させていただくことがあります。

・本市へ申請書等を提出した段階で、計画相談支援事業所へ必ず連絡し、支援内容の情報共有をお願いします。

・「２．事業所の要件について」にお示ししている各種の支援記録については、必ず作成の上、５年間の保管をお願いします。本市より提出を求める場合があります。

・川西市福祉施設通所費の助成対象は実際に事業所へ通所した日のみとなります。

以上

【問い合わせ先】

〒666-8501　川西市中央町12-1

川西市　福祉部障害福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：072-740-1178（直通）